

(様式第1号)

平成29年度第3回 芦屋市自立支援協議会 会議録

日 時	平成30年3月26日 月曜日 午後1時30分～午後3時30分								
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール								
出 席 者	会 長	堺 敦							
	副 会 長	木下 隆志							
	委 員	土田 陽三	仲西 博子	山田 映井子	尾崎 郁子	俵原 正仁	川辺 麻起子	杉田 俱子	木村 嘉孝
		朝倉 己作	齊藤 登	岡本 直子	加納 多恵子	脇 朋美	三芳 学	加島 愛理	津田 美穂
		岡本 慶子	山口 佐起子	福田 晶子	寺本 慎児	欠席委員	芦田 貴美子		
	オブザーバー	中野 美智子	河井 悦子	高橋 浄江		関係課	細井 洋海	鳥越 雅也	
	事務局	本間 慶一	川口 弥良	長谷 啓弘	吉川 里香		松丸 真奈		
事務局	障害福祉課								
会議の公開	■ 公 開								
傍聴者数	5 人								

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中22人の委員の出席により成立

(2) 会長挨拶

(3) 議事

①実務者会活動報告について

②専門部会活動報告について

③基幹相談支援センター平成29年度報告について

④相談支援事業実績報告内容について

⑤その他

(4) 閉会

2 提出資料

資料1

芦屋市自立支援協議会委員名簿

資料2-1～2-2

自立支援協議会実務者会について

資料3-1～3-3

自立支援協議会専門部会について

障がい福祉サービスから介護保険サービスへ円滑な移行に向けた提言

資料4-1～4-2

平成29年度芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告

資料5

障がい者相談支援事業の報告方法の変更について

3 審議経過

(1) 実務者会活動報告について

基幹相談支援センターより「実務者会活動報告について」説明

(堺会長)

ありがとうございました。

本日実務者会の方も多数出席されておりますが、補足はございますか。あるいは質問もありましたらお願いします。実務者会で話し合われたことを来年度の専門部会で取り組むこととなりますが、みなさまそれでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(堺会長)

それでは来年度の専門部会のほうへ引き継いでいくことについてご承認が得られましたので、来年度よろしくをお願いします。

(2) 専門部会活動報告について

基幹相談支援センターより「専門部会活動報告について」説明

(堺会長)

専門部会の高橋部会長、何か補足はありますか。

(高橋オブザーバー)

今回専門部会としましては、介護保険サービスへの円滑な移行について検討してきたわけですが、サービス、あるいは制度に人を合わせるのではなく、あくまでもご本人を中心にして、人に制度を合わせていこうという視点で話し合ってきました。

最終的には本日自立支援協議会への提言書という形で今年度の専門部会は終わりました。提言書にも記載していますが、できれば継続してこの課題について検討させてもらえないかと思っています。我々支援者が、芦屋市であれば65歳になっても安心ですと、ご本人、ご家族の方に言えるような、芦屋市としてのガイドラインを提示したいと考えています。

本来、成果物を提示しなければならないところですが、継続した検討をさせていただければと思いました。以上です。

(堺会長)

ありがとうございました。

皆さんのご意見をお受けする前に、先般岡山地裁で、65歳で障がい福祉サービスを打ち切られたことについての訴訟があり違法判決が出たということをご存知の方もおられると思います。それも交えてご質問があればお願いします。

(木村委員)

資料3を拝見いたしまして、少し違和感がありました。介護保険に移行する説明の中で、障がいのあるご本人、あるいはその家族の方にとって、65歳になると障がい福祉サービスを受けることができないという印象を与えかねないと思います。ある意味誘導尋問的なアプローチのように感じております。

障害者権利条約でも、障がいのある本人自身が、どこで誰とどんな生活をしていきたいかということが守られなければならないとなっています。ということは、本人の意思を中心に、その方のQOLを向上していくためには、どういうサービスを提供していくのが一番いいのかということが中心に考えられないといけないと思います。

ところが、これを見ている限りで言えば、先ほどの説明の中でも「本人中心に会議をやっています」と言われていましたが、この資料の中にどこにも本人の意思という言葉が出てきません。だから、一番肝心の本人の意思の確認という部分が大前提としてまず抜けていると思います。今の法制度でいうと、自分が65歳になっても障がい福祉サービス使いたいと意思表示をすれば使えることになっています。ですから、65歳になられた時に、障がいのある人や、その家族の方に引き続き障がい福祉サービスを使うこともできるということ伝えていただきたいと思います。

例えば生活介護事業1つとってみても、高齢者の分野ではデイサービスがありますが、そこへ移らなくても、本人が希望すれば65歳以降も生活介護サービスを使えるわけです。だから、介護保険への移行がありきでなく、障がい福祉サービスに残ることもできるのだということをしっかりとご説明いただいた後で、介護保険へ移行する時にはこういうことですよということで、この資料をお使いになるというのであれば反対はいたしません。

先ほど訴訟の話について会長からもお話がありました。岡山地裁の判決というのは、65歳になって障がい福祉サービスの支給を打ち切られて介護保険サービスに移行させられたというものです。介護保険サービスでは自己負担が発生しており、その自己負担分を保障せよという裁判を起こしました。その結果、岡山地裁は「これまで障がい福祉サービスでは自己負担がなかったにもかかわらず、65歳になり介護保険に移行したことで自己負担が生じたことについては不当」という判決が出ているので、障がい福祉サービスの支給を打ち切るということは、お金の問題でもあるわけです。介護保険への移行については法律的にかなり問題があるということをお分かっていただければと思います。

もう一つは、介護保険への移行について、厚生労働省から何度も通達が来ていると思います。本人の意思を尊重して、その地域でどういうサービスを提供していくのが本人にとって1番いいのかということをしかりと考え市町村で決めなさいとなっています。

岡山の判決、厚生労働省の通達というものが、この資料のどこに反映されているのか非常に懸念しているところであります。

ここからは相談支援員の方をお願いなのですが、65歳問題を相談する場合には必ず本人が障がい福祉サービスを引き続き利用したいのであれば、利用できるということもあわせて本人に説明をしていただきたい。逆に利用できないのであれば利用できない理由をはっきりと説明していただきたいと思います。

(堺会長)

今、制度の歪みによって様々な問題が起こってきています。65歳になれば介護保険制度へ移行する、オール・オア・ナッシングということに対する歪みが出てきているということを木村委員から理論的に話していただきました。そして、私も少し言いましたように、岡山地裁で起こされた訴訟で判決がきちんと出ておりますので、そういう現実を相談員の人たちにも十分周知していただくことも含めて、高橋部会長には継続してこれを研究していただければと思います。あくまでも本人の意思を尊重して進めていただくことについて、新しい年度も専門部会で取り組んでいただきたいと思っています。その他のご意見ございましたらどうぞ。

(朝倉委員)

介護保険制度ができたのは2000年です。当時健康保険が破綻するということが取り上げられ制度化されたものです。一方障がいのある人でいいますと、対象人数は非常に微々たるものです。それを65歳になった段階で一律介護保険に入れてしまった時に整合性が合わない部分が出てきているということです。そういう意味では、原則はこれですが、例外もあるということを理解して対応をお願いしたいと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。高橋部会長にはそういうことも含めて研究していただきますことをお願いします。

(3) 基幹相談支援センター平成29年度報告について

基幹相談支援センターより「基幹相談支援センター平成29年度報告について」説明

(堺会長)

県下における地域移行についての最新ニュースなど、何かございましたら芦屋健康

福祉事務所よりお願いします。

(仲西委員)

最新ニュースは把握していませんが、やはり地域移行の取り組みについては地域差がかなりありまして、順調に進んでいるのは豊岡管内、洲本管内、それと市によりますけれども西播磨管内も進んでいるところがあります。芦屋市も頑張っていていますが、隣の西宮市が阪神地域では精力的にされておりますので、近隣市の力もお借りしてやっていただけたらと思います。

(堺会長)

ありがとうございました。これからもどうぞご支援よろしくをお願いします。

(4) 相談支援事業実績報告内容について

相談支援事業より「相談支援事業実績報告内容について」説明

(堺会長)

ありがとうございました。相談を受けている中で何か苦労したことなどありますか。

(津田委員)

最近発達障がい相談がとても多いと感じています。相談支援事業所というのは、障がい種別に関わらず全ての障がいの方が対象ですし、また、赤ちゃんから高齢者まで、障がいのある人、または障がいの疑いのある人という全てが対象なのですが、ほぼ精神障がいか発達障がいではないかと思うぐらい割合的に多く感じます。

精神疾患のある人の相談を受けていると、ベースがほぼ発達障がいということもありますので、発達障がいの理解がなければこの仕事は務まらないと感じることもあります。先ほど三芳センター長のほうからも発達障がいの研修がすごく増えてきたという話もありましたけれども、そこを相談員としてしっかり理解する必要があると考えています。あと、最近なぜか市外の方からのご相談が多く、芦屋になだれ込んでくる感じというのがあります。

(堺会長)

4つの事業所がそれぞれ、もう本当に額に汗して、足を棒にして、夜遅くまで頑張っていていただくのはよく知っておりますが、これからも頑張っていていただきたいと思えます。

数日前に県の研修で計画相談の報酬などが変更されると聞きましたが、どのような変更になるか少しご説明していただけますか。

(事務局 本間)

計画相談の受け持ちの人数によって報酬単価を下げるというような内容がありまし

た。サービス全般に渡って県がしきりに説明されるのは、継続性を持って事業を実施したいということでした。障がい福祉の予算がどんどん右肩上がりが増えていきますので、どこかでコントロールさせていただきたいという前提で説明が始まりました。芦屋市の場合も、毎年1億ずつ予算が増えている状況ですので、おそらく全国的にも非常に増えているのではないかなという推測をさせていただきます。

(堺会長)

ありがとうございました。

相談員の中には長い間メンタル不調を訴えられる方や、様々な困難事例を抱えてしんどくなったという方が県下でも多いと聞いているのですが、圏域コーディネーターの立場として県の説明会で何か印象に残ったことはありますか。

(中野オブザーバー)

まず、圏域コーディネーター会議の中で、特に相談支援で課題になっているのは人材育成です。特に人材の継続性がないということが上げられています。その原因として、事業所の採算が合わなくてつぶれてしまったというところもありますが、やはり疲弊してしまって続けられないというところで、人がなかなか続かない、育たないということが現状では多くあります。

県の説明会では相談支援の報酬単価が非常に下がって、国が月35件という数字を出しています。これは35件すれば生業としてやっていけるということです。35件の数値につきましては、これから検証が要るかと思えますし、月35件しようとする、実人数の利用者数はどれぐらいなのかなというのがあります。月35件というのは、多分1人が百四、五十名ぐらいなのかなと思います。大体みんな40名、50名など、少し頑張っている事業所さんは80名、90名を持っておられる方もいらっしゃいますが、1人がどれぐらいの利用者さんを対応できるのかというのはこれから見ていかないといけないことだと思います。

次に基幹相談の役割が非常に多く求められることとなります。報酬単価が下がった分、4段階に分けられた加算を付けることができるようになります。1つは主任相談員という、まだ誰もしていないですが、恐らく基幹が主任相談員になっていくことは大体予想がつきますし、また、基幹相談が開催する研修に指定特定の事業所が参加していくということも要件になっていきます。指定特定相談事業所は市からの委託はなく出来高で運営している事業所になりますので、これからが本当に大変になっていくのかなということが思われます。相談件数が年々増えているので、1人当たり本当に何件できるのかということについて、芦屋市のほうでもまた調査していただけたらありがたいなと思っているところです。

(堺会長)

ありがとうございました。とにかく相談支援というのはサービスにつなげていく一つの大きな門になります。そこを通過しないと福祉サービスは受けられないものですから、大変だと思いますけれども、芦屋市のために頑張っていただければと思います。

それでは、基幹相談、一般相談含めて、相談事業についての何かご質問や提案などございませんか。

(仲西委員)

現在新たなサービスを利用したいという方の計画相談の作成に待ち時間が出ているということだったのですけれども、優先順位をつけるなど対策が必要ではないでしょうか。

(津田委員)

相談支援事業所は4法人が担っていますが、現在窓口に来られる方については輪番制で計画を作成しています。それぞれの事業所で取扱いが違うかもしれませんが、必要性に応じて各事業所の中で優先順位をつけて、この人はすぐにでもサービスが必要である、通所が必要であるというところを判断してやっていっているという現状であります。そういった中でも、少し待ち時間というのが1カ月程度あるのかなと思っております。やはり今後というところでは、今4つの事業所でしか計画というのは作っておきませんので、現在障がい福祉サービスをやっておられる事業所で計画相談をやっておられない事業所の方にも芦屋市の計画相談の一翼を担っていただければと思います。

(堺会長)

ありがとうございます。俵原委員，学校の生徒や保護者から待ち時間が長い，もう少しスピーディーに相談をやってくれないかなどの声は上がっていませんか。

(俵原委員)

学校関係でいうと，何か相談事があれば特別支援センターや直接学校教育課の特別支援担当にかかってくることにはなりますが，相談の待ち時間に関する声はありません。三田谷治療教育院や芦屋特別支援学校にも相談業務をお願いしていることもありますので，そういう意味では，幼稚園，小学校，中学校については保護者の方の相談に即対応はできていると思います。

(堺会長)

ありがとうございました。そのほか，ご質問や何か提言などございますか。

(朝倉委員)

育成会から年金説明会について話をさせていただきます。芦屋特別支援学校で障害年金に関する講演会を開催したところ参加者が100人ぐらい来ました。参加者に対

してアンケートを取ったところ、小学生や中学生の保護者の方も来られていました。

相談員の方で障害年金に関する情報を把握されていない方もおられると思いますので、ぜひこういう説明会に基幹相談で開催していただきたいと思います。

この障害年金の情報を知っているかどうかで、生涯収入に4,000万ぐらいの差が出てきます。そういう意味でも基幹センターが中心になっていただいて説明会を開催していただきたいと思います。育成会では社会保険労務士に何回も来てもらっていますので、必要であればご紹介いたします。

(堺会長)

いい提案ありがとうございます。現在基幹相談にはいろいろな事業を実施していただいておりますが少し余裕がないように感じます。できれば育成会の方にも少し協力していただけて進めていただければと思います。

(木村委員)

1つの質問と1つのお願いがあります。

まず質問なのですが、私の友人で子どもが30歳になってから発達障がいだと診断を受けました。今、芦屋の中でも児童以外に発達障がいに関する相談を受けておられるのでしょうか。

(三芳委員)

児童以外の方もたくさんおられます。

(木村委員)

もう一つはお願いになりますが、基幹相談が中心になっていろいろな研修会を実施されていますが、先ほど申しました65歳で障がい福祉サービスを打ち切られた裁判の解釈については皆さんにも十分研究していただかなければならないと思います。確かに障がい特性等の勉強は必要だと思うのですが、そういった研修もぜひ入れていただけたらと思います。

(堺会長)

私も同感です。これまでの歴史を知り、法制度の裏側も読み解いて勉強していただく必要があると思います。保護者あるいは利用者はこれまでの歴史を見守っている人も大勢いますので。

(5) その他について

事務局より「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について」、「障害者総合支援法の改正について」、「平成30年度自立支援協議会について」説明

(堺会長)

それでは、最後に木下副会長から一言お願いします。

(木下委員)

今年度も無事終わることができましたのも皆さんのご協力のおかげです。ありがとうございました。

今日の会議をこれまでの全体の流れの中で聞いていると、やはり多数大事なことがあるなと感じております。1つは、4つの相談支援事業所が一つの報告としてやっていくということで、揺らぎを見せていると感じました。前回の自立支援協議会で4つの事業所から困難ケースを出していただきました。個人的にはすごく興味深く拝聴させていただきましたが、悲鳴を上げている状況であると思いました。今、人事異動も含め、各事業所でいろいろなことが起こっているのだろうと思います。本来、社会福祉、地域福祉の中では、相談支援事業所は主役です。その主役である事業所が悲鳴を上げています。そういうのを支えていくのが実は地域課題を検討していく自立支援協議会であると思っております。ですから、相談支援事業所が出していただいた課題が実務者会に行って、専門部会に行って、ここで協議をされて決定されていくという一つのシステムとしての流れをぜひ、今後は相談支援事業所が軸になって考えていただければいいのかなと思っております。

もう一つは提言が出されたことについてです。久しぶりに提言が出されたかと思いますが、これもすごく重く受けとめています。先ほどの岡山市の訴訟の話がありましたが、あれは65歳になって介護保険申請をしないまま、岡山市が介護保険給付を打ち切ったというものです。だから、生存権が保障されていないということで、全面勝訴になっています。この判例も含めて芦屋市が65歳以上の障がいのある人たちをどういうふうに支援していくかというのは行政を含めた問題になってくるかと思っておりますので、そこは今後継続して協議していかなければならないところです。

今回の提言というのは、介護保険に移行する障がいのある人をスムーズに、どういうふうに支援に結びつけていくのかというツールづくりです。堺会長が言われたように、今後また継続してワーキングチームで検討していくということですので、行政の方も中心になって、高齢者になっていく障がいのある人をどう支援していくのかということを考えていただければと思います。ほかの自治体では、障がいグループと高齢グループが一緒になってツールを作って提案していくということを一切やっていません。ですから、芦屋市オリジナルのものを作っていただければと思います。

そういう意味で、今日は本当に意義深い自立支援協議会だったなと個人的には思っています。ありがとうございました。

(堺会長)

第3回自立支援協議会を閉会させていただきます。みなさんお疲れさまでした。

以 上